

新地町公告第1号

令和8年度新地の海の幸を活かした交流促進事業業務委託公募型プロポーザル事業者募集手続き開始について

令和8年度新地の海の幸を活かした交流促進事業業務委託事業者を下記のとおり募集します。

令和8年3月24日

新地町長 大堀 武

記

1 業務概要

- (1) 業務名 新地の海の幸を活かした交流促進事業業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 委託業務締結の日から令和9年1月8日まで
- (4) 委託料の上限額
6,160,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格要件

この手続きに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7年度新地町入札参加資格者の場合、公募開始日から契約締結日までの間に、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和63年12月25日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 新地町の締結する契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成22年6月1日制定）の規定に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと、又は同要綱に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 当該業務の円滑かつ適正な遂行が可能な実施体制を備えていること。

3 参加手続き等

「令和8年度新地の海の幸を活かした交流促進事業業務委託に係るプロポーザル募集要領」及び「令和8年度新地の海の幸を活かした交流促進事業業務委託仕様書」を確認のうえ、必要書類を期限までに提出すること。

なお、当該募集要領、仕様書その他申請に必要な書類等については、新地町ホームページに掲載するので、ダウンロードにより入手すること。

4 事業者選定方法

審査会による提出書類及びプレゼンテーションの採点結果をもとに、契約候補者を決定する。

5 担当課

新地町産業振興課商工観光係

〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30

電話：0244-62-2194 FAX：0244-62-4043